

主要空港におけるビジネスジェット受入れ環境①

東京国際空港

- 2021年7月に新たに出発・到着動線が分離されたビジネスジェット専用動線を供用開始。
- ビジネスジェット優先スポット数を2スポットに増加したことで、動線を効率的に使用することが可能。
- CIQ施設等も備えた24時間運営の専用動線でプライバシーを確保しながら短時間での出入国が可能。

【専用動線の概要】

- 供用開始：2021年7月
- 運用時間：24時間
- 設備概要：出発・到着分離動線、保安検査場、CIQ施設、入国検疫検査待機スペース専用待合室(5室)、出発・到着車寄せ



待合ラウンジ



CIQ施設

成田国際空港

- 2012年3月にビジネスジェット専用動線を供用開始。
- 専用動線からビジネスジェット用駐機スポットまで車にて送迎。新ルートを2014年9月に整備し、空港内の移動時間が約16分から約8分に短縮。
- プライバシーとセキュリティを確保し、短時間かつストレスフリーな出入国が可能。
- 空港内に駐機可能な格納庫が存在。

【専用動線の概要】

- 供用開始：2012年3月
- 運用時間：5:00～23:00
- 設備概要：専用出入口、保安検査場、CIQ施設、ラウンジ



ラウンジ



CIQ施設

主要空港におけるビジネスジェット受入れ環境②

中部国際空港

- 2008年12月より、プライバシーが確保された専用動線により、迅速な出入国手続きが可能。
- 空港内にはビジネスジェット専用の格納庫を備え、滞在中の駐機や、機体整備にも対応可能。(専用格納庫は2009年9月から供用開始。)

【専用動線の概要】

- 供用開始: 2008年12月
- 運用時間: 24時間
- 設備概要: 保安検査場、CIQ施設、VIPラウンジ(ターミナル併設)

関西国際空港

- 2018年6月には、第2ターミナルビルの一部にビジネスジェット専用動線がオープン。これにより、スムーズな出入国手続きとプライバシー性の高いサービスが提供可能。

【専用動線の概要】

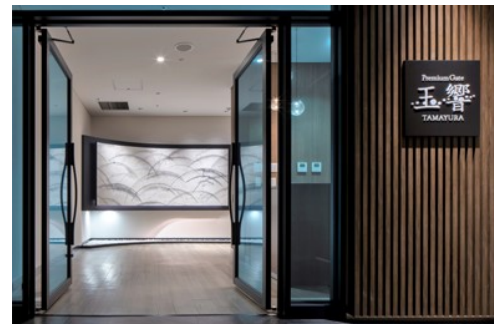
- 供用開始: 2018年6月
- 運用時間: 24時間
- 設備概要: 保安検査場、CIQ施設、受付カウンター、専用の乗降場所・駐車場、待合ラウンジ、会議室



VIPラウンジ



専用格納庫



エントランス



待合ラウンジ

羽田空港におけるビジネスジェットの発着制限緩和

ビジネスジェット等のいわゆるジェネラルアビエーションは、定期便とは異なる公用機等の発着枠(以下「公用機等枠」という。)で運航しており、2016年4月公用機等枠に関して以下の取り組みを実施。

- 昼間時間帯(6時台~22時台)に設けられた30回(出発15回、到着15回)の発着回数のうち、ジェネラルアビエーションの発着上限を変更する。
- 定期便の発着枠に空きがある場合、各時間帯の発着回数制限を超えた発着を可能とする。
- 公用機等枠内の発着調整において、他の航空機と発着枠の申請が競合した場合、ジェネラルアビエーションの優先順位を引き上げる。

ジェネラルアビエーションの発着枠拡大

<変更前>

8回/日

<変更前>

到着上限 4回/日

2倍増

約4倍増

<変更後>

16回/日

<変更後>

到着上限撤廃
(最大15回/日)

時間帯ごとの発着回数制限の柔軟化

時間帯	出発	到着
6時台	—	—
7時台	—	—
8時台	—	1
9時台	—	—
10時台	1	1
11時台	2	—
12時台	2	1
13時台	3	—
14時台	2	1
15時台	2	3
16時台	1	2
17時台	1	1
18時台	—	1
19時台	1	—
20時台	—	2
21時台	—	1
22時台	—	1
計	15	15

時間帯ごとの発着回数制限を超えた発着が可能

羽田空港におけるビジネスジェットの発着制限緩和

公用機等枠内の調整の優先順位引き上げ

変更前

- ① 訓練飛行以外の以下の航空機の運航
 - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
 - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航(空輸便を含む。)
 - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航(空輸便を含む。)
- ② 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)の運航(訓練飛行を除く。)
- ③ 航空局が実施する耐空検査及び審査飛行
- ④ 訓練飛行を行う以下の航空機の運航
 - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
 - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航
 - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航
 - ニ 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)
- ⑤ 臨時便、空輸便、旅客チャーター便(包括旅行チャーター便を除く。)及びオウンユースのための国内貨物チャーター便
- ⑥ **ジェネラルアビエーション**
- ⑦ 季節増便及び包括旅行チャーター便
- ⑧ 貨物チャーター便(オウンユースのための国内貨物チャーター便を除く。)

変更後

- ① 訓練飛行以外の以下の航空機の運航
 - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
 - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航(空輸便を含む。)
 - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航(空輸便を含む。)
- ② 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)の運航(訓練飛行を除く。)
- ③ 航空局が実施する耐空検査及び審査飛行
- ④ 旅客等に関する以下の航空機の運航
 - イ **ジェネラルアビエーション**
 - ロ 臨時便、旅客チャーター便(包括旅行チャーター便を除く。)
- ⑤ 訓練飛行等の以下の航空機の運航
 - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
 - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航
 - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航
 - ニ 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)
 - ホ 空輸便、オウンユースのための国内貨物チャーター便
- ⑥ 季節増便及び包括旅行チャーター便
- ⑦ 貨物チャーター便(オウンユースのための国内貨物チャーター便を除く。)



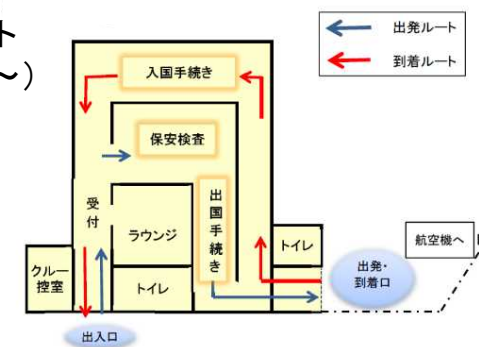
成田空港におけるビジネスジェットの利便性向上の取り組み

- ビジネスジェット専用ターミナルからビジネスジェット用駐機スポットまでの新ルートを整備し、空港内の移動時間を約8分短縮。
- その他、大型ビジネスジェットに対応したマルチスポットや、ビジネスジェットが乗降に利用可能なスポットを追加整備。
- これにより、ビジネスジェット専用ターミナルに近接した利用可能スポットが23から26に増加。

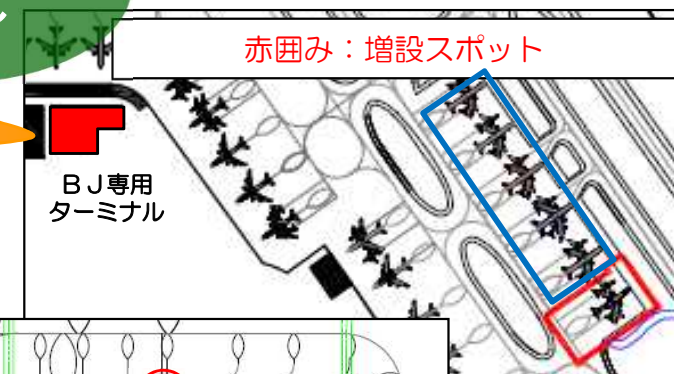
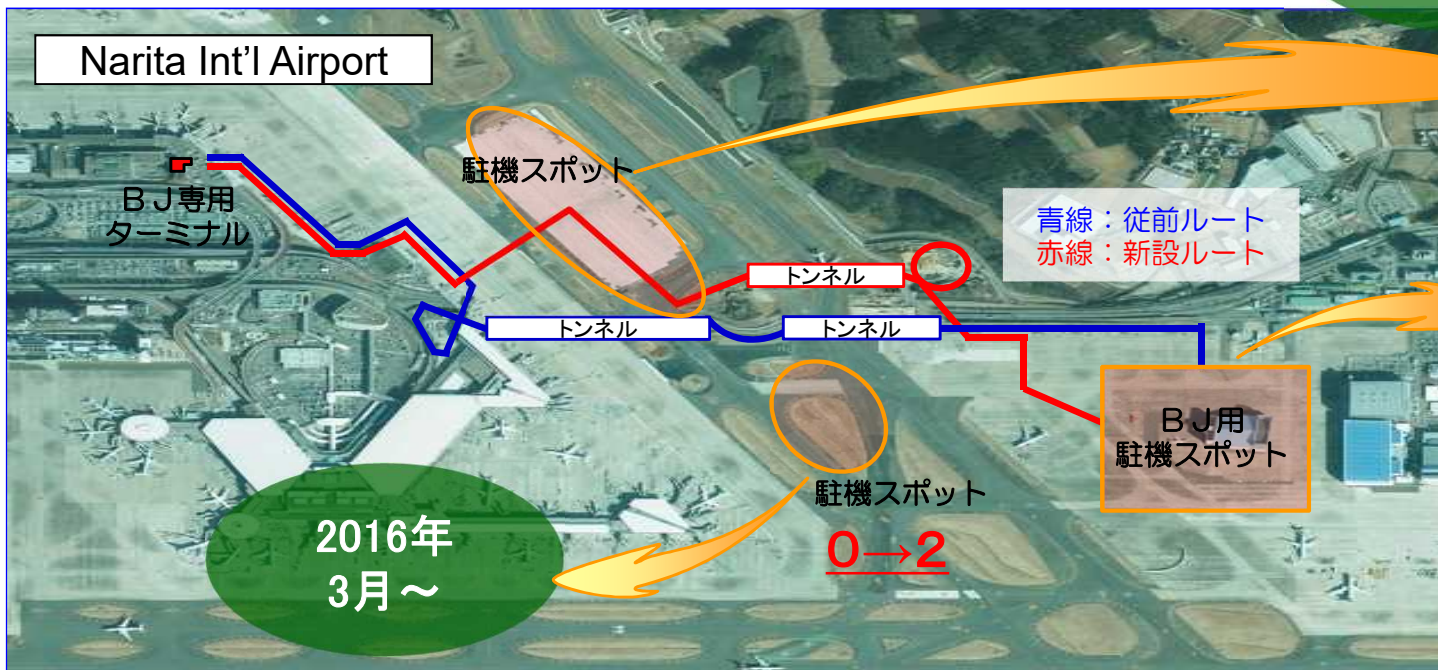
整備効果

ビジネスジェット用駐機スポットからビジネスジェット専用ターミナルまでの移動時間	従前ルート(青)	新設ルート(赤)
	約16分	約8分

プレミアゲート (2012年3月～)



2014年
9月～



2014年
6月～

ビジネスジェットの利用環境の改善に向けた取り組み

具体的施策

実施時期

受入環境

空港の利用環境

成田空港

航空機の重量制限の撤廃(5.7t以下の航空機に対して発着制限→撤廃)

H22.7

ビジネスジェット用駐機スポットの増設(10スポット→18スポット)

H23.10

発着回数制限の撤廃(週21枠→撤廃)

H23.10

駐機可能日数の延長(7日間→30日間)

H24.3

ビジネスジェット専用ターミナルの供用開始

H24.3

スポット・スロット申請のWeb化

H24.4

大型ビジネスジェット駐機可能スポットの増設(1スポット→3スポット)

H26.6

ビジネスジェット専用ターミナルと専用スポット間の新たなアクセス道路の供用開始

H26.9

ビジネスジェットが利用可能な駐機スポットの増設(1スポット増設)

H26.9

ビジネスジェットが利用可能な駐機スポットの増設(2スポット増設)

H28.3

羽田空港

昼間時間帯における国際ビジネスジェットの発着の可能化

H22.10

昼間時間帯における発着回数制限の緩和(4回/日→8回/日)

H22.10

国際ビジネスジェットの発着枠申請期限の短縮(7日前まで→当日申請可能)

H22.10

駐機可能日数の延長(5日間→10日間)

H24.9

ビジネスジェット専用動線の供用開始

H26.9

国際線旅客ターミナル前におけるビジネスジェット優先スポットの運用開始

H26.9

大型ビジネスジェット駐機可能スポットの増設(3スポット→9スポット)

H27.3

ビジネスジェット発着枠取得に関する申請手続きの締切及び結果通知の早期化(5日前倒し)

H28.3

昼間時間帯における発着回数制限の緩和(8回/日→16回/日、到着上限4回/日→撤廃)

H28.4

 時間帯ごとの発着回数制限(1~3回/時)の柔軟化
(空きがある場合、発着回数制限を超えた受入れを実施)

H28.4

発着調整における優先順位の引き上げ(6位→4位)

H28.4

駐機可能機数増加のためのスポット稼働率向上(駐機可能日数10日間→5日間)

H28.4

大型ビジネスジェット駐機可能スポットの分割による駐機可能スポットの増設

H28.6

ビジネスジェットの利用環境の改善に向けた取り組み

具体的施策

実施時期

受入環境

		具体的施策	実施時期	
受入環境	利用環境 空港の その他の空港	関西国際空港	訪日外国人のビジネスジェット利用者も使用可能なファーストレーンの設定	H28.3
		中部国際空港	ビジネスジェット専用施設、VIPラウンジの供用開始	H20.12
			ビジネスジェット格納庫、メンテナンスサポート体制の供用開始	H20.12
		県営名古屋空港	ビジネスジェット専用施設の供用開始	H17.2
		静岡空港	ビジネスジェット格納庫の供用開始	H26.7
		神戸空港	ビジネスジェット専用動線の供用開始	H18.9
	ビジネスジェット格納庫、専用エプロンの供用開始		H21.9	
	基準・規制等	外国籍ビジネスチャーター機の乗入れに関する手続期間の短縮(商用目的/10日前→3日前)		H17.2
		外国籍のビジネスジェットの指定外空港への乗入れに関する手続期間の短縮(商用目的/10日前→3日前)		H17.2
		国際ビジネスチャーターによる国内区間の運送の取扱の明確化		H25.10
小型ジェット機によるチャーター事業を対象とした包括的な基準の策定		H25.12		
自家用ビジネスジェットの乗入れに関する手続期間の短縮(シカゴ条約非締約国籍の運航/10日前→3日前)		H26.2		
外国籍のビジネスジェットの指定外空港への乗入れに関する手続期間の短縮(燃料補給・医療目的/10日前→3日前)		H28.10		
外国籍機の国内使用に関する手続期間の短縮(法人の役員以外の社員/3日前→24時間前)		H28.10		
外国籍ビジネスチャーター機の乗入れに関する手続期間の短縮(医療目的/10日前→3日前)		H28.10		
情報発信	国交省HP上に、ビジネスジェットに関する基準・手続等に関するHPを作成		H25.4	
	国際会議、国際的なイベント等において、上記の取り組みについて情報発信		随時実施	
CIQ	事前連絡期間の短縮(9空港 2週間前まで→原則3日前まで)		H24.12	
	事前連絡期間短縮の対象空港拡大(9空港→10空港)		H27.2	
	事前連絡期間の短縮(10空港以外 2週間前まで→原則1週間前まで)		H28.3	
	事前連絡期間短縮の対象空港拡大(10空港→11空港)		H29.8	